

令和3年度

要 覧



黒 部 市 教 育 セ ン タ ー

〒938-0861 富山県黒部市宇奈月町下立2361番地
TEL (0765) 65-0029
FAX (0765) 65-2008
E-mail kurobe-ec@tym.ed.jp
ホームページ <http://www.kurobe-c.tym.ed.jp>

沿革

年	旧黒部市	旧宇奈月町
昭和37年	<ul style="list-style-type: none"> ・黒部市理科教育センター創立 (桜井中学校に併設) ・所長 桜井中学校長兼任 ・専任所員 1名配置 	
昭和38年		<ul style="list-style-type: none"> ・宇奈月町理科教育センター創立 (黒部中学校に併設) ・選任所員 1名配置
昭和39年	<ul style="list-style-type: none"> ・黒部市科学技術教育研究所と名称変更 ・専任所員 2名配置 	
昭和41年	<ul style="list-style-type: none"> ・黒部市教材センター発足 (三日市小に併設) ・専任所員 1名配置 	
昭和42年	<ul style="list-style-type: none"> ・黒部市教材センターと黒部市科学技術教育研究所を統合し、黒部市科学技術教育研究所とする。 (桜井中学校に併設) ・専任所員 3名配置 	
昭和48年		<ul style="list-style-type: none"> ・事務職員 1名配置
昭和50年	<ul style="list-style-type: none"> ・黒部市教育センターと名称変更 (桜井中に併設) ・専任所員 2名配置 ・視聴覚ライブラリー併設 	
昭和51年	<ul style="list-style-type: none"> ・黒部市三日市2890-1へ移転 (元黒部保健所庁舎内) ・所長 教育長兼任 	
昭和53年		<ul style="list-style-type: none"> ・宇奈月町理科教育センター廃止 ・宇奈月町教育センター配置
昭和58年		<ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚教育賞、文部科学大臣賞受賞 (11. 19)
昭和59年	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国子女教育研究会発足 ・市職員配置 ・VTR教材「かまぼこ工場」優良賞受賞 	
昭和60年		<ul style="list-style-type: none"> ・スライド教材「僧ヶ岳の植物」全国自作コンクールで優秀賞受賞
昭和61年	<ul style="list-style-type: none"> ・黒部市吉田科学館内 (黒部市吉田574-1) へ移転 	
昭和63年		<ul style="list-style-type: none"> ・新教育センター竣工、移転(12. 10)

平成元年	・専任所長配置 ・専任所員 3名	・設備、備品等の整備(3月) ・照明学会北陸支部より表彰
平成 4 年	・専任所員 2 名	・土・日曜日の一般開放指導員 1 名配置(4月) ・富山県の少年少女発明クラブに加入(5月)
平成 5 年	・VTR教材「伝統文化を守る子供たち－黒部市沓掛のしし舞－」優良賞受賞	
平成 6 年	・所長 教育長兼任	
平成 7 年	・専任所長配置 ・専任所員 2 名	
平成 8 年		・専任所員 1 名廃止 ・非常勤講師 1 名廃止(4月) ・学習用パソコン15台更新(8月)
平成10年	・教育相談員 1 名配置	
平成11年	・VTR教材「十二貫野用水の今」優秀賞受賞	・インターネット設置
平成12年	・インターネット接続完了	
平成13年	・小中学校普通教室にパソコン導入 ・校内 LAN 敷設	・地域インターネット事業用端末設置
平成14年	・小中学校にグループウェアソフト導入	
平成15年	・適応指導教室 ほっとスペース「あゆみ」開設(勤労青少年ホーム内)	・ケーブルテレビ配線
平成16年	・適応指導教室 ほっとスペース「あゆみ」が週 4 日に拡大	・(社)少年少女発明クラブに加入(11月)
平成17年	・「わたしたちの黒部市」・「わたしたちの宇奈月町」統合	
平成18年	・宇奈月町下立2361(旧宇奈月町教育センター内)へ移転(3月)	
黒部市		
	・黒部市・宇奈月町の合併に伴い、黒部市教育センターが発足(4月)(所員 6 名)	
平成20年	・宇奈月少年少女発明クラブと黒部少年少女発明クラブが統合(4月)	
令和 2 年	・小中学校ネット環境及び一人一台端末の整備	

令和3年度の運営組織について

基本方針 – 黒部市教育の一層の充実 –

学校や関係機関との連携を密にし、時代の変化に対応するとともに、地域・学校の要望に応えられるセンター運営を目指す。

重点目標

- ◎ 学校等を側面から支援する事業の展開
- ◎ 教員の資質向上を目指す研修の実施

機 構

黒部市教育委員会

運営委員会

富山県教育委員会
東部教育事務所

黒部市教育センター

所 長 大坂

黒部市センター内

研究主事・指導主事 上野
研究主事 延山
(帰国児生徒)
指導員 竹内
校務助手 高瀬
スクールソーシャルワーカー
大坪・板東

適応指導教室 (ほっとスペース「あゆみ」)

教育相談員 住田
指導員 大坪
指導員 松島

連携・情報の共有

〔黒部市〕

- 小学校長会
- 中学校長会
- 小・中学校教頭会
- 幼稚園教育研究会
- 小学校教育研究会
- 中学校教育研究会
- 小・中学校生徒指導連絡協議会
- 帰国児生徒教育研究会
- 黒部国際化教育推進協議会

魚津地区教育センター協議会

児童生徒の学力・体力向上、
教員の資質向上を目指す研修会の実施

- ・学力向上市町村教育委員会プラン事業の推進
- ・若年教員の授業力向上、特別支援教育、情報教育の充実等を目指した研修会の開催

黒部国際化教育の充実を図る
研修会の実施

- ・黒部国際化教育専門部会の活動の充実
- ・専門部会、市教委、学校との連携を図った組織的な運営
- ・外国語に関する授業の充実を目指す研修会の実施

生徒指導・教育相談の充実

- ・生徒指導主事の資質向上を図る研修会の実施、教育相談体制の充実やSSW・いじめ対策SW活用事業の推進

学校教育を支援する調査・研究の推進

- ・全国学力・学習状況調査、体力・運動能力・運動習慣調査の分析と活用
- ・理科・社会科・情報教育研究委員会の活動の充実と成果の還元

迅速な教育サービスの提供

- ・教科書や教材、各種資料等の整備と活用

幼・こども園・保・小・中学校

吉田科学館、青少年育成市民会議、黒部市防犯協会、
黒部警察署、社会教育団体等の関係機関

令和3年度 運営委員会

目的

運営委員会は教育センターの目的達成のために行う事業の立案、審議と運営にかかる助言をし、もって教育センターの振興を助ける。

運営委員長	黒部市小学校長会 会長 (桜井小学校)	籠浦 智彦
運営副委員長	黒部市中学校長会 会長 (明峰中学校)	松島 悟
運営委員	黒部市教育委員会 事務局次長・学校教育課長	林 茂行
運営委員	黒部市教育委員会 学校教育班長	平田 恩
運営委員	黒部市こども支援課 課長	島田 恭宏
運営委員	黒部市小学校教育研究会 会長 (荻生小学校)	佐竹 康子
運営委員	黒部市中学校教育研究会 会長 (明峰中学校)	松島 悟
運営委員	黒部市帰国児童生徒教育研究会 会長 (中央小学校)	齊藤 誠
運営委員	黒部市小中学校生徒指導連絡協議会 会長 (清明中学校)	愛場 幸男
運営委員	黒部市小中学校教頭会 会長 (村椿小学校)	寺崎健太郎

令和3年度 事務分担

課 内 重 点 目 標 項 目	
1	児童生徒の学力・体力向上、教員の資質向上を目指す研修会の実施
2	黒部国際化教育の充実を図る研修会の実施
3	生徒指導・教育相談の充実（いじめ、不登校への対応）
4	学校教育を支援する調査・研究の推進
5	迅速な教育サービスの提供

事務内容	主務	副主務
1 教育センターの運営に関すること 2 公印の管守に関すること 3 所属職員の勤務に関すること 4 教育センターに係る予算執行に関すること 5 教育委員会、小・中学校との連絡調整に関すること 6 ほっとスペース「あゆみ」の管理運営に関すること 7 黒部国際化教育の推進に関すること 8 スクールソーシャルワーカー活用事業に関すること 9 魚津地区教育センター協議会に関すること 10 センターだよりに関すること 11 各種調査、研究に関すること 12 視聴覚ライブラリーの管理運営に関すること	所長 大坂由喜子	研究主事・指導主事 上野 健一
		指導員 竹内美登里
1 所長の職務の補佐に関すること 2 文書事務の管理及び保存等に関すること 3 研修の企画・運営等に関すること 4 研修の受講・計画書・報告書に関すること 5 外国語の充実や研修、指導に関すること 6 学校訪問研修等の指導助言・相談に関すること 7 教育に関する専門的・技術的事項の研究ならびに成果の活用に関すること 8 幼・保・こ・小・中の連携推進の調査に関すること 9 図書・教材・諸調査の整備、研究、活用に関すること 10 センター事業の広報活動に関すること 11 教育の振興に必要な調査研究に関すること 12 生徒指導に関する情報提供等に関すること	研究主事・指導主事 上野 健一	所長 大坂由喜子
13 センターＨＰの管理運営に関すること 14 拡大印刷に関すること		研究主事 延山麻理子

1 吉田科学館の学習団体利用に関すること 2 自然観察の研修に関すること 3 科学展覧会に関すること 4 郷土教材開発研究に関すること 5 視聴覚教材の研究、視聴覚ライブラリーに関すること 6 理科指導資料の研究並びに指導に関すること 7 教科書センターに関すること 8 施設設備の營繕・整備に関すること	指導員 竹内美登里	所長 大坂由喜子
1 帰国児童生徒等教育に関すること 2 外国人児童生徒の指導に関すること 3 外国語教育の事業・研修の補佐に関すること 4 教育センターの庶務に関すること 5 教育センターに係る予算経理に関すること	研究主事 延山麻理子	研究主事・指導主事 上野 健一 校務助手 高瀬 緑
1 教育センターの業務に関すること 2 教材の印刷、整備、保管、貸出に関すること 3 文書の受発、整理に関すること 4 教育センターの清掃・整備に関すること	校務助手 高瀬 緑	指導員 竹内美登里

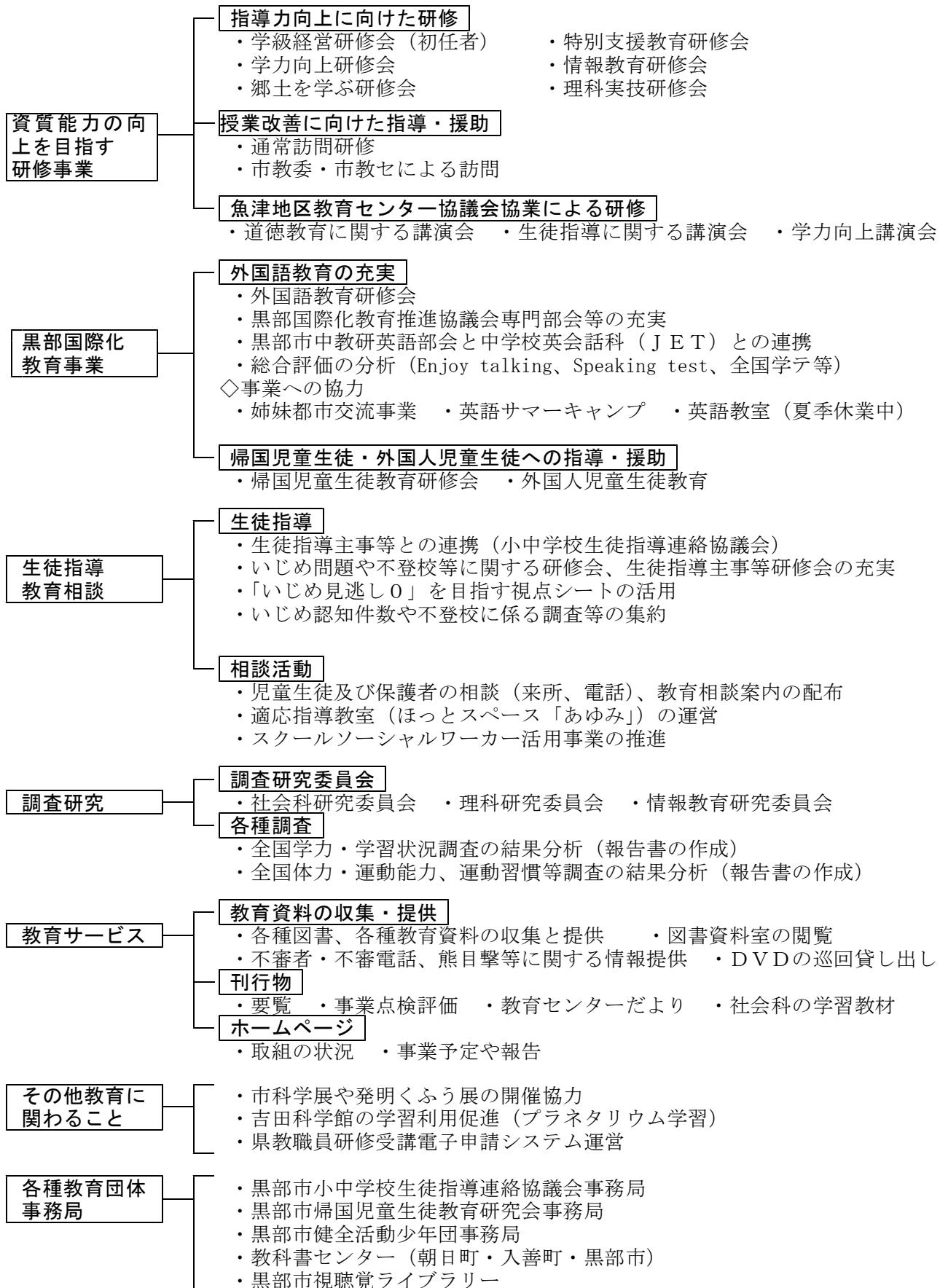
<教育センターでの教育相談>

1 教育相談全般（電話・来所）	研究主事・指導主事 上野 健一	所長 大坂由喜子
2 帰国児童生徒・外国人児童生徒や保護者からの相談	研究主事 延山麻理子	
3 スクールソーシャルワーカーによる教育相談	S S W 大坪 剛 板東由美子	

<適応指導教室 ほっとスペース「あゆみ」>

1 通所児童生徒の指導に関すること	指導員 大坪 美幸 松島知重美	教育相談員 住田 繁喜 研究主事・指導主事 上野 健一
2 個別の指導計画、活動の記録に関すること	教育相談員 住田 繁喜	研究主事・指導主事 上野 健一
3 保護者面談等に関すること 4 市教セとの連絡調整・ミーティング等に関すること	指導員 松島知重美	指導員 大坪 美幸
5 学校との連絡調整・ケース会議等に関すること	所長 大坂由喜子	教育相談員 住田 繁喜

令和3年度 事業体系図



令和3年度 事業計画

運営の基本方針

黒部市内の学校や関係機関との連携を密にし、時代の変化に対応するとともに、地域や学校の要望に応えられるセンター運営を目指す。

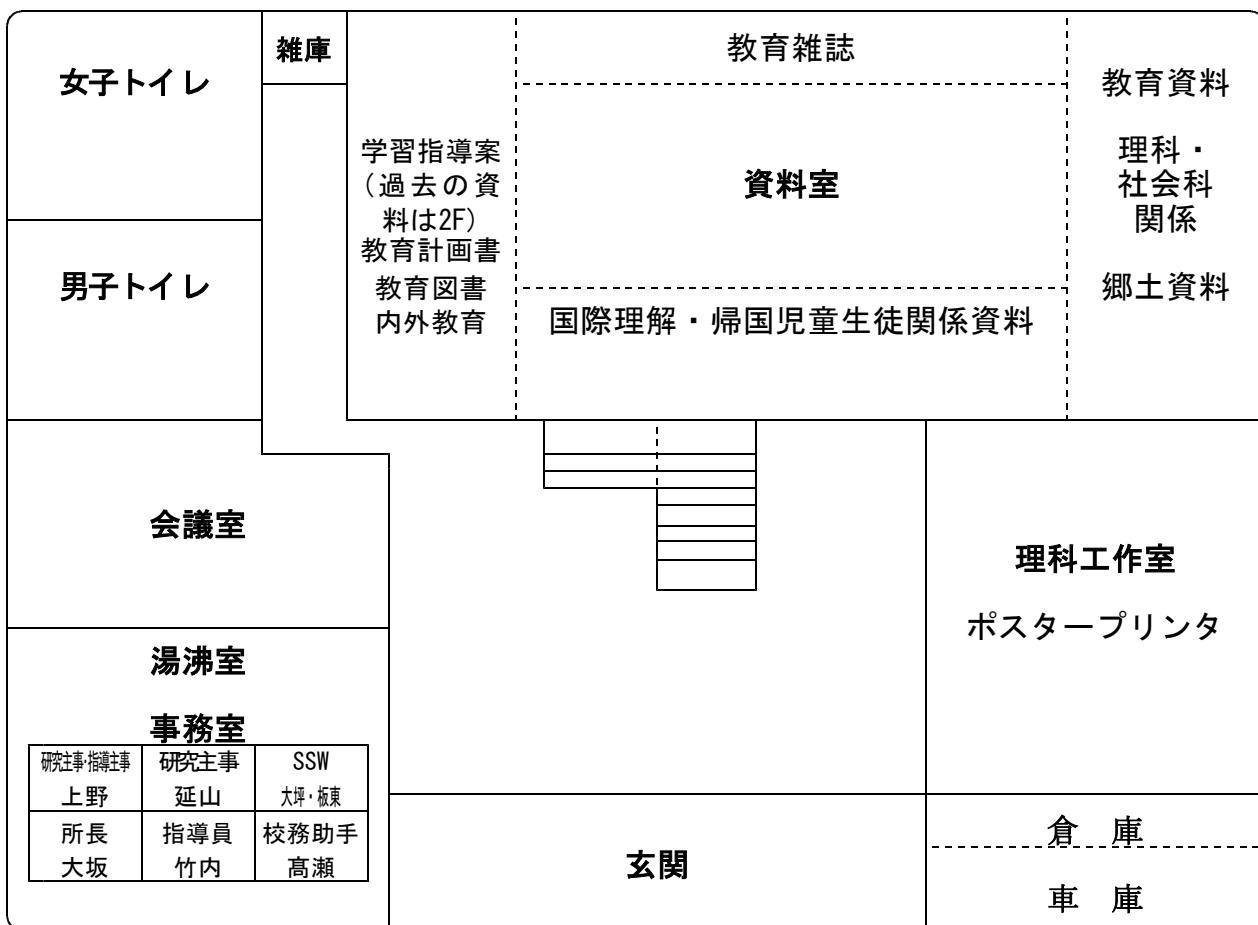
事業内容について

項目	事業内容
学力・体力 ・資質向上	<ul style="list-style-type: none">① 授業改善に向けた指導・援助の充実<ul style="list-style-type: none">・通常訪問研修、市教委・市教セによる訪問等② 全国学力・学習状況調査等を活用した学力向上の推進③ 学力向上市町村教育委員会プラン研究委託事業の推進<ul style="list-style-type: none">・各校の訪問研修及び拠点校の取組を市内学校に還元④ 体力向上の推進<ul style="list-style-type: none">・全国体力・運動能力、運動習慣等調査等を活用した体力の向上⑤ 初任者、若年教員及び中堅教員の資質向上に係る研修<ul style="list-style-type: none">・学級経営研修会、教科実技研修会、学力向上研修会、郷土を学ぶ研修会の開催⑥ 特別支援教育の視点を生かした学校・学級・授業づくり<ul style="list-style-type: none">・特別支援教育研修会の開催⑦ 一人一台端末の活用<ul style="list-style-type: none">・情報教育研修会の開催
黒部国際化 教育	<ul style="list-style-type: none">① 外国語に関する授業の充実を目指す研究・研修の推進<ul style="list-style-type: none">・黒部国際化教育専門部会（企画・運営・評価部会、外国語教育研究部会）の連携と定例会の充実・英会話・外国語活動・外国語科・中学校英会話科の指導計画や評価の在り方の検討・外国語教育に関する研修会の開催・中学校英会話科と黒部市中教研英語科部会との連携② 帰国児童生徒等に関する教育・研修の推進<ul style="list-style-type: none">・帰国児童生徒、外国人児童生徒への援助・相談、保護者懇談会の開催・帰国児童生徒教育研究会事務局、機関紙「Access」の発行等

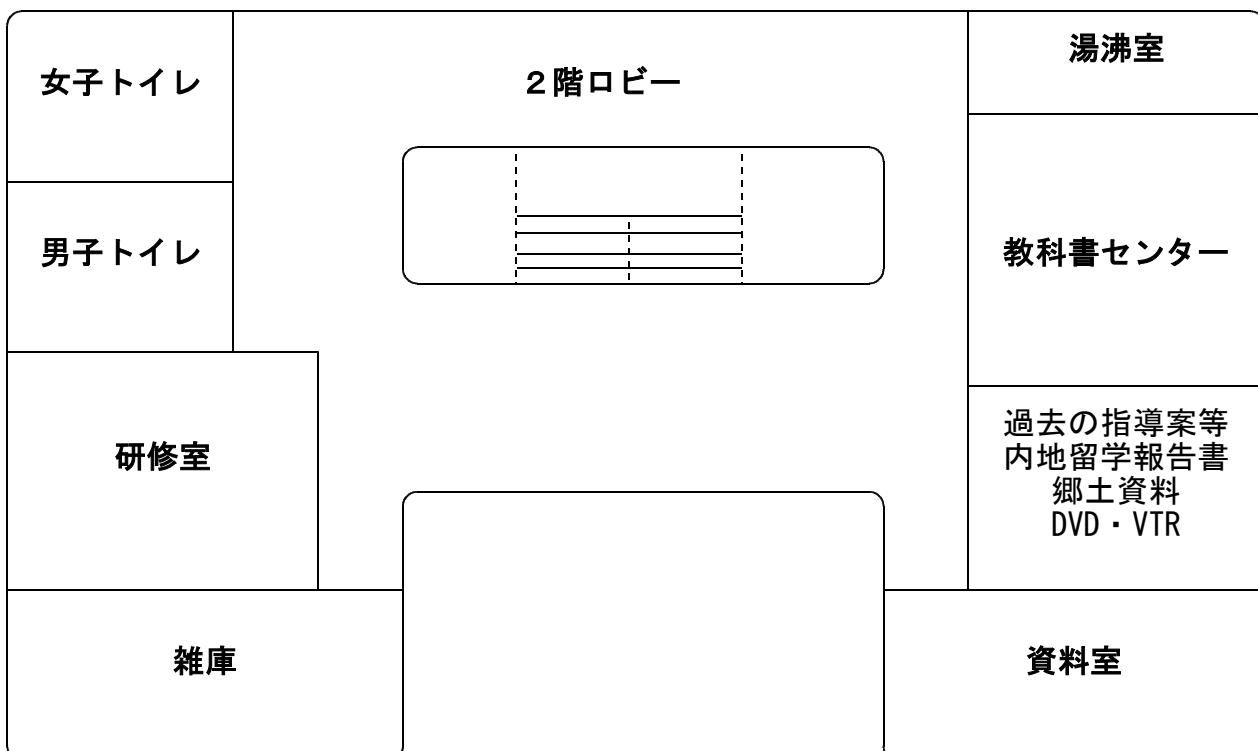
生徒指導・ 教育相談	<p>① 生徒指導主事等研修会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事の役割、組織的な生徒指導、喫緊の課題（いじめや不登校、ネットトラブル等）を取り入れた研修会 ・実態に即した事例研修の充実 ・小中学校生徒指導連絡協議会事務局 <p>② 「いじめ見逃し0」を目指す研修の充実</p> <p>③ 教育相談の充実（市教セ、SSW、適応指導教室）</p> <p>④ 不登校児童生徒に関する取組の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校、適応指導教室、市教委との連携と相談 ・不登校を未然に防ぐための研修の実施 <p>⑤ 適応指導教室ほっとスペース「あゆみ」の運営の充実</p> <p>⑥ スクールソーシャルワーカーの活用事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー（2名）の学校派遣
調査・研究	<p>① 社会科関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会科研究委員会（わたしたちの黒部市（3年・4年）の修正・郷土を学ぶ研修会の企画・運営） <p>② 理科関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理科研究委員会（観察・実験等実技研修会の企画・運営） ・市科学展や発明くふう展等への協力 ・吉田科学館との連携 <p>③ 情報教育関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報教育研究委員会（情報教育研修会の企画・運営）
保・こ・幼 ・小・中の 連携	<p>① 小・中学校の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会における小中交流の場の設定 <p>② 幼稚園・こども園・保育所・小学校の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問研修等での参観、情報交換
教育サービス	<p>① 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不審者・不審電話、熊目撃等に関する情報等 ・教育センターのホームページの更新 ・教育センターだよりの発行 <p>② 研修成果の還元（資料の配付）</p> <p>③ D V D・書籍の購入・整備、教材や諸検査等の貸し出し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・D V Dの巡回貸し出し、書籍や教材等の貸し出し <p>④ 社会科郷土教材の収集と整備</p> <p>⑤ 学習指導案・研究実践等の累積</p> <p>⑥ ポスター・プリントを使った教材等の印刷サービス</p>

施設の概要

【1階】



【2階】



条例、規則

(1) 黒部市教育センター条例

<p>(平成18年3月31日条例第170号)</p> <p>(設置) 第1条 黒部市の教育に関する基礎的な調査研究及び教育関係職員の研修を行い、教育活動の推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年 法律第162号）第30条の規定に基づき、教育センターを設置する。</p> <p>(名称及び位置) 第2条 教育センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 黒部市教育センター (2) 位置 黒部市宇奈月町下立2361番地</p>	<p>(職員) 第3条 黒部市教育センターに所長及び必要な職員を置く。</p> <p>(委任) 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p>附 則 この条例は、平成18年3月31日から施行する。</p>
--	--

(2) 黒部市教育センターに関する規則

<p>(平成18年3月31日教育委員会規則第24号) 改正 平成20年3月26日教委規則第7号</p> <p>(趣旨) 第1条 この規則は、黒部市教育センター条例（平成18年黒部市条例第170号）第4条の規定に基づき、黒部市教育センター（以下「教育センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(業務) 第2条 教育センターは、その目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 教育に関する専門的及び技術的事項の調査研究に関すること。 (2) 教育関係職員の研修に関すること。 (3) 教育相談に関すること。 (4) 教育に関する調査研究結果の活用に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育の振興に必要な調査研究に関すること。</p> <p>(職) 第3条 教育センターに所長及び研究主事を置くほか、所長代理、主事その他の職を置くことができる。</p> <p>(職務) 第4条 所長は、黒部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の命を受け、所務を掌理し、職員を指揮監督する。 2 所長代理は、所長を補佐し、所長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。 3 研究主事は、上司の命を受け、教育に関する専門的及び技術的事項の調査研究、教育関係職員の研修及び教育相談に関する事務に従事する。 4 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。</p>	<p>(運営委員会) 第5条 教育センターの運営について、所長の諮問に応じて審議するため、運営委員会を置く。 2 運営委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 (1) 教育委員会の所管に属する学校、視聴覚ライブラリーその他の教育機関の職員 (2) 教育研究関係団体が、当該団体に所属する者のうちから推薦した者 (3) 学識経験を有する者 (4) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者 3 運営委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。 5 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。 6 運営委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。 (その他) 第6条 この規則に定めるもののほか、教育センターに関し必要な事項は、黒部市教育委員会教育長が定める。</p> <p>附 則 この規則は、平成18年3月31日から施行する。 附 則 この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p>
--	---